

○内閣府
厚生労働省 令第四号

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、食品衛生法に基づき都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

厚生労働大臣 田村 憲久

食品衛生法に基づき都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令

食品衛生法に基づき都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府令第七号
厚生労働省

）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>2 ・ 3 (略)</p> <p>第三条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項（法第六十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が、食品、添加物、器具、容器包装又は食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第七十八条各号に掲げるおもちゃを収去しようとするときは、被収去者に様式第一号による収去証を交付しなければならない。</p>	<p>2 ・ 3 (略)</p> <p>第三条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項（法第六十二條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が、食品、添加物、器具、容器包装又は食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第七十八条各号に掲げるおもちゃを収去しようとするときは、被収去者に様式第一号による収去証を交付しなければならない。</p>

様式第一号中「第62条第1項及び第3項」を「第68条第1項及び第3項」に、「第70条」を「第80条」に改める。

様式第二号（裏面）中「第七十条」を「第八十条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。